



ジパング企業債ファンド

追加型投信／内外／債券

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.amova-am.com
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「ジパング企業債ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月14日に関東財務局長に提出しており、2026年8月15日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年2回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	41兆8,682億円
(2026年5月末現在)	

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的

主として、日系発行体が発行する円建ておよび外貨建ての普通社債や劣後債に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1 主として、「ジパング企業」(日本企業や日本企業の海外子会社)などが発行する様々な債券に投資し、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

- ジパング企業のなかでも、取得時にBBB-相当以上の格付を有する発行体(母体企業の格付を含みます。)が発行する、普通社債や劣後債などに投資し、利回りや投資環境などに応じて組入比率を変更します。
- 流動性の観点から日本の国債にも投資を行なう場合があります。

2 利回り向上などの観点から、円建ての債券に加え、外貨建ての債券にも投資します*。

*外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジによって為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合などには、為替ヘッジコストがかかります。

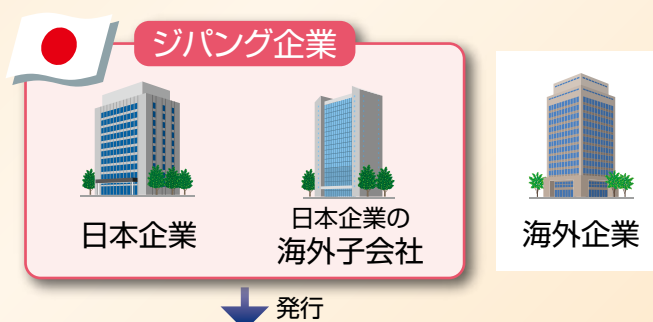
3 年2回、決算を行ないます。

- 毎年5月15日、11月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

- 当ファンドでは、日本企業や日本企業の海外子会社を「**ジパング企業**」と呼びます。
 - 当ファンドでは、「ジパング企業」が円建ておよび外貨建て*で発行する、様々な債券に投資します。
- *原則として対円で為替ヘッジを行ないます。



当ファンドの投資対象
利回りなどを勘案して投資先を決定

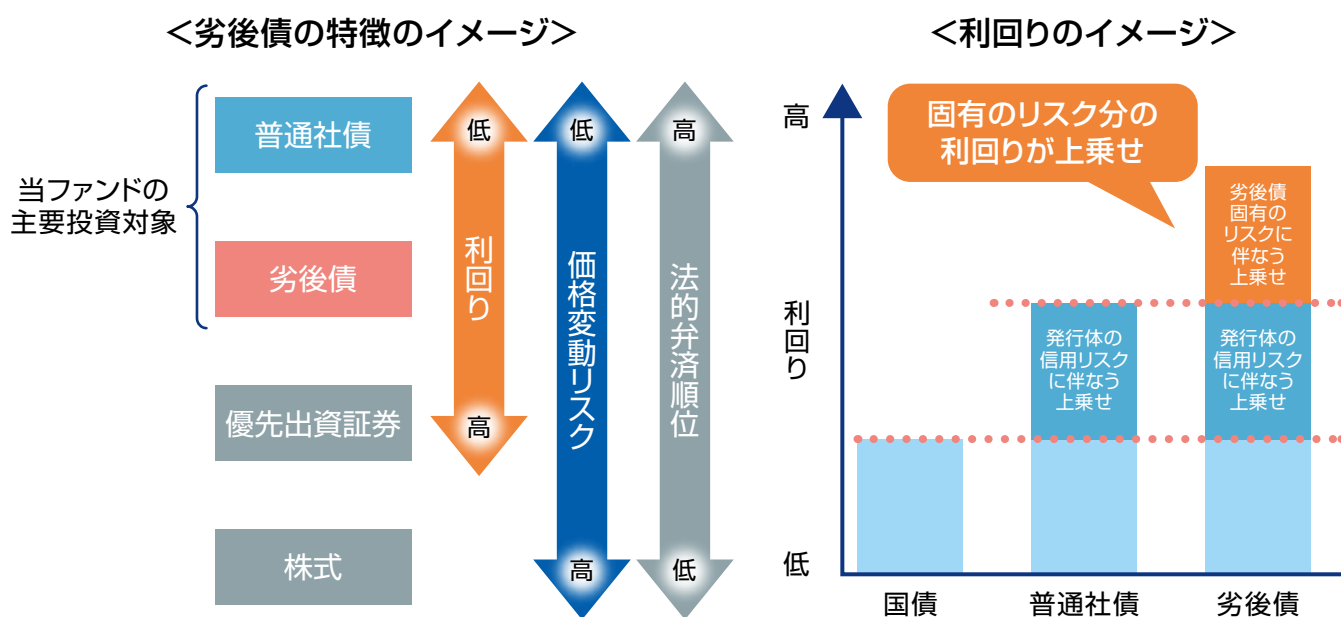
円建てや外貨建て*の
普通社債、劣後債など

※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

(ご参考)「劣後債」とは？

- 企業は、元本や利息の支払い順位に応じて、さまざまな債券を発行することができ、その一つとして、劣後債があります。劣後債は、企業がデフォルト(債務不履行)となった場合、元本や利息の支払い順位(法的弁済順位)が普通社債よりも低く設定された債券です。
- こうした特徴から、普通社債と比べて、発行体の業績や経済状況などの変化による価格変動が大きい傾向があります。一方で、劣後債固有のリスクに見合った利回りが上乗せされており、一般的に同一の発行体が発行する普通社債に比べて利回りが高い傾向にあります。
- なお、劣後債の満期は普通社債よりも長い傾向にありますが、その多くは繰上償還条項が付されており、繰上償還の見送りは企業にデメリットがあることなどから、初回の繰上償還可能日に償還されることが一般的です*。ただし、繰上償還が見送られた場合には、債券価格が大きく下落するリスクがあります。

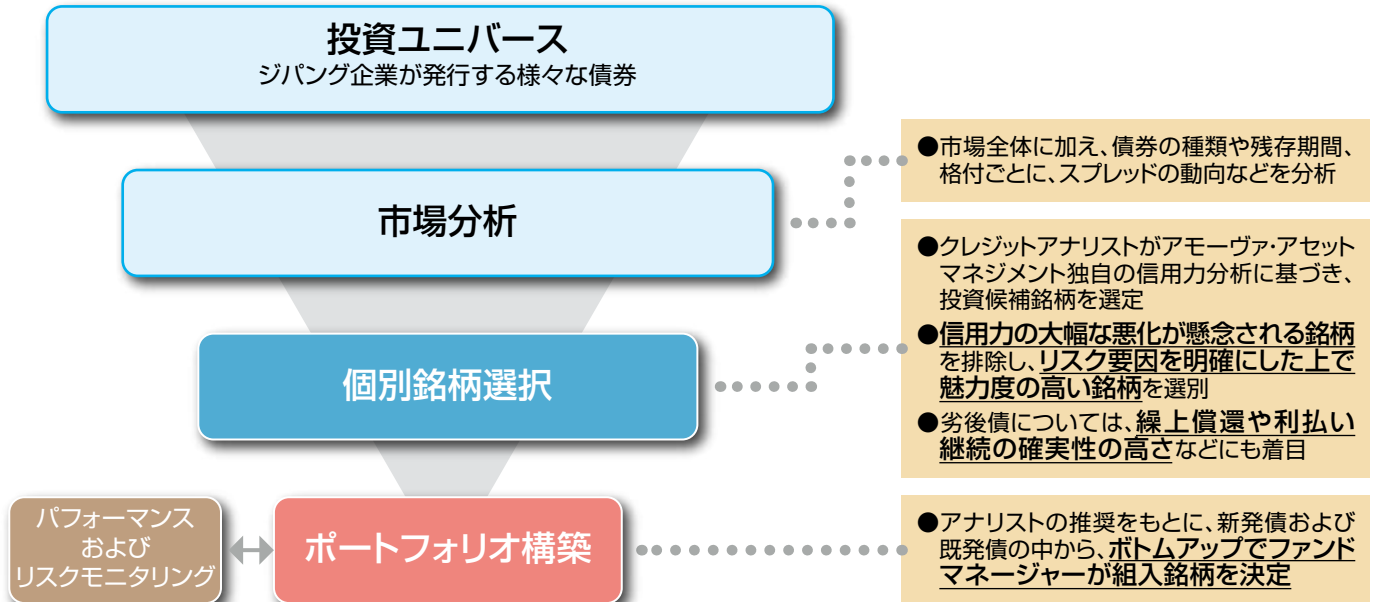
*劣後債は多くの場合、資本として認められる仕組みとなっています。繰上償還を見送ると、資本算入できる金額が減少するほか、投資家への利払いが増える仕組みとなっているケースが多いため、繰上償還されることが一般的です。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

運用プロセス

○ 当ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの運用プロセスは、以下の通りです。

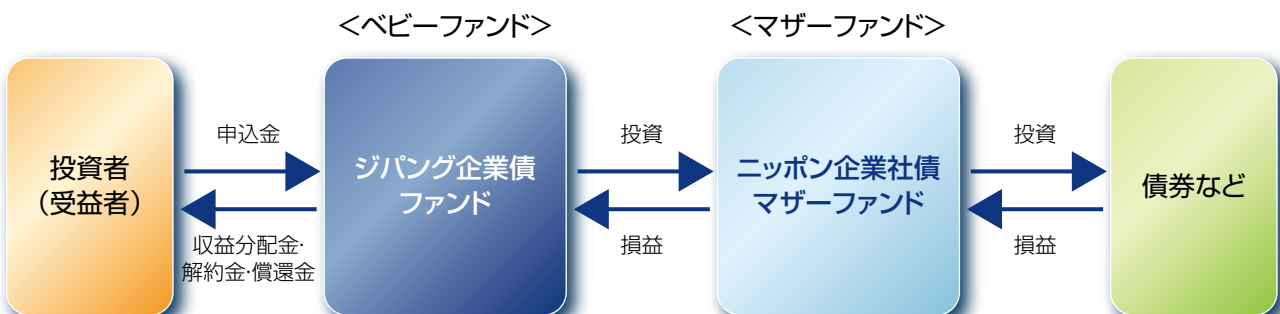


※ 上記は2026年5月末現在のものであり、将来変更となる場合があります。

※ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

○ 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



（主な投資制限）・ 株式への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。

・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

（分配方針）

・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券(普通社債および劣後債)を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 劣後債の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化ならびに金利変動の影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、劣後債の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 劣後債は、普通社債に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 劣後債の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、劣後債の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

劣後債への投資に伴うリスク

- 劣後債には次のような固有のリスクがあります。
- 一般に法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体の破綻時における残余財産の分配に関する権利は、普通社債の保有者に劣後します。このため、他の優先する債権が全額支払われない場合、元利金の支払いを受けられないリスクがあります。
- 一般に繰上償還条項が付与されています。予定された繰上償還日に償還されないことが見込まれる場合などには、価格が大きく下落するリスクがあります。
- 繰上償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面などにおいては、再投資した利回りが繰上償還されなかった場合の利回りより低くなる場合があります。
- 発行体の財務状況や収益の悪化などにより利息や配当の支払いが減額、繰り延べまたは停止されるリスクがあります。
- 将来、劣後債に係る税制の変更やその他当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更などがあった場合には、税制上、財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下するなどの事由により当該証券市場が著しく縮小したり、投資成果に悪影響を及ぼしたりする可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

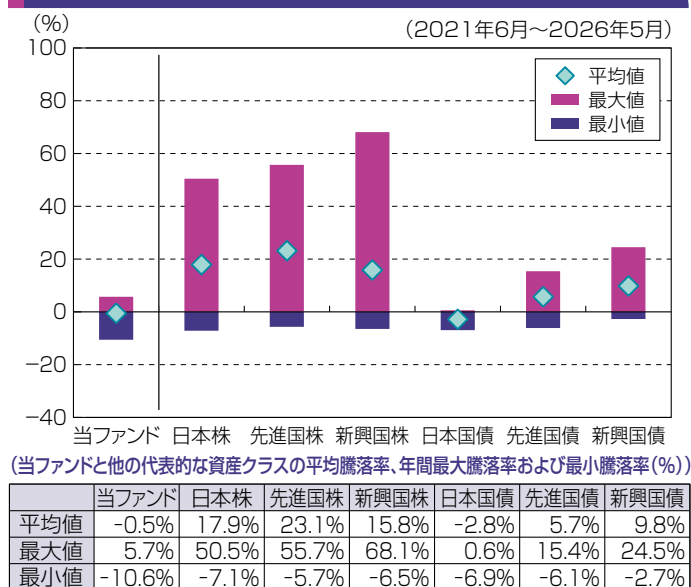
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2026年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

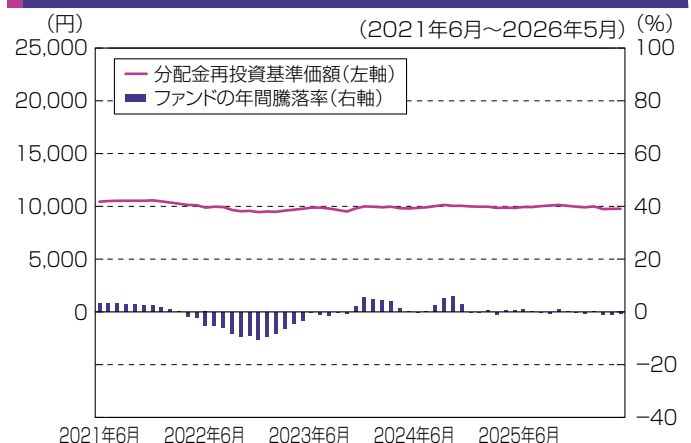
<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX（東証株価指数）配当込み
 先進国株 …… Morningstar 先進国株式指数（除く日本、配当込み、円ベース）
 新興国株 …… Morningstar 新興国株式指数（配当込み、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年6月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 …… NOMURA-BPI国債
 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド（円ヘッジなし、円ベース）



基準価額・純資産の推移



基準価額 9,574円

純資産総額 312.57億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2024年5月	2024年11月	2025年5月	2025年11月	2026年5月	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	280円

主要な資産の状況

<資産構成比>

公社債	94.6%
うち現物	94.6%
うち先物	0.0%

※当ファンドの実質組入比率です。

<公社債種別構成比>

普通社債	31.3%
劣後債	64.1%
国債・その他	4.6%

<通貨別構成比>

円建て	50.5%
米ドル建て	35.5%
ユーロ建て	9.4%

<格付別構成比>

	発行体格付	銘柄格付
AAA	8.2%	0.0%
AA	57.1%	2.8%
A	30.1%	77.1%
BBB	0.0%	11.6%
その他	4.6%	8.4%

※格付は、主要格付機関の格付のなかから最も高い格付を採用しています。

※発行体格付は、親会社の格付を用いている場合があります。

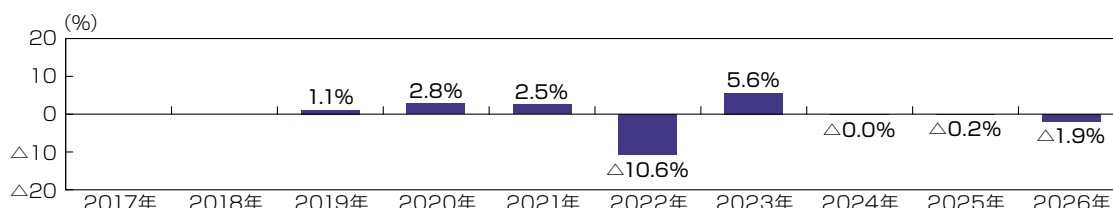
※銘柄格付は、一部発行体格付を用いている場合があります。

<組入上位10銘柄> (組入銘柄数:59銘柄)

	銘柄	クーポン	発行通貨	償還日	次回早期償還日	比率
1	FUKOKU MUTUAL LIFE INSUR	6.800%	アメリカドル	(永久債)	2033/11/14	7.9%
2	EAST JAPAN RAILWAY CO	4.110%	ユーロ	2043/2/22	—	7.0%
3	SUMITOMO MITSUI FINL GRP	5.796%	アメリカドル	2046/7/8	2045/7/10	6.8%
4	SUMITOMO LIFE INSUR	5.875%	アメリカドル	(永久債)	2034/1/18	4.7%
5	第76回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	2.477%	日本円	2039/7/11	—	4.1%
6	第3回ENEOSホールディングス株式会社利払繰上条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	1.310%	日本円	2081/6/15	2036/6/13	4.0%
7	MEIJI YASUDA LIFE INSURA	6.100%	アメリカドル	2055/6/11	2035/6/11	3.9%
8	第28回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)	2.773%	日本円	(永久債)	2035/7/13	3.0%
9	NIPPON LIFE INSURANCE	6.500%	アメリカドル	2055/4/30	2035/5/1	2.7%
10	第4回第一生命ホールディングス株式会社利払繰上条項・任意償還条項付無担保永久社債(劣後特約付)	0.900%	日本円	(永久債)	2031/12/23	2.6%

※「公社債種別構成比」「通貨別構成比」「格付別構成比」「組入上位10銘柄」はマザーファンドの状況であり、対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2019年は、設定時から2019年末までの騰落率です。

※2026年は、2026年5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年8月15日から2027年2月16日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2019年7月2日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月15日、11月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し1.1%(税抜1%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.803%(税抜0.73%)以内 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 各計算期に適用する運用管理費用(年率)は、前計算期終了日におけるわが国の新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値ベース)に応じて以下の率とします。			
	<運用管理費用の配分(年率)> 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	新発10年国債の利回り	合計	委託会社	販売会社
				受託会社
	4%以上の場合	0.73%	0.35%	0.35%
				0.03%
	3%以上4%未満の場合	0.63%	0.30%	0.30%
				0.03%
	2%以上3%未満の場合	0.53%	0.25%	0.25%
				0.03%
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など) 売買委託 手数料など	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指数の標準使用料などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。		
		組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。また、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年8月14日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2025年11月18日~2026年5月15日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.49%	0.47%	0.02%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

